

法人税

所得税

源泉税

消費税

国際課税

相続贈与

通則法

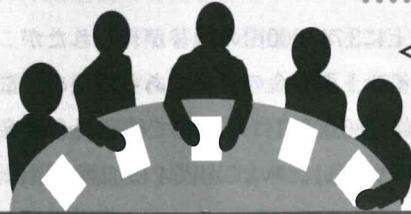
地方税

裁判裁決

その他

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～



<第65回> 人材確保等促進税制・改正所得拡大税制
の確認 (令和4年3月決算対策)・前編

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

[前回(第64回)はNo.3691(令和4年2月14日号)に掲載いたしました。]

令和4年3月期で初めて適用される人材確保等促進税制は、規定が複雑で直感的な理解がし難い上に、データ収集が極めて厄介なものになっている。申告書作成を行う税理士がポイントを押さえた上で、関与先にデータ提供依頼を行うための現場必携資料となることを目指した。なお

sample

sample

sample

1 令和4年3月期 後の適用になる人材確保等促進税制

濱田) 令和3年度改正により創設された人材確保等促進税制ですが、今度の令和4年3月決算が最初の適用になりますね。

白井) 本来は令和5年3月末までに開始する事業年度まで適用できるはずの人材確保等促進税制(現措法42の12の5(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除))が、令和4年度税制改正で廃止され、賃上げ税制に改組されてしまっていますね。当り前町の強い意向

sample

sample

sample

ですね。

項目が多く、

なので、気持ち

ちを切り替えるしかないのですが、それにしても空しい気持ちは避けられないところです。

ポイント 今年の4月・5月に作業する

決算では、6月決算と7月決算として、利用

sample

sample

sample

【シナ】事業年度開始時期と日割法の適用時期との対応関係(大法人向け)

○令和3年3月31日以前開始各事業年度

(例:令和4年2月期決算)

→令和3年改正前の制度(賃上げ・設備投資促進税制)

○令和3年4月期

(例:令和4年3月期決算)

→令和3年4月期

進税制)

○令和4年4月1日以後開始各事業年度

(例:令和5年3月期決算)

要がある。